

第16回データ利活用制度・システム検討会

(開催要項)

1. 開催日時：令和8年1月27日（火）16:30～18:30

2. 場所：デジタル庁20階庁議室

3. 出席：

入江 直彦	株式会社日立製作所社会ビジネスユニットインフラ制御システム事業部シニアストラテジスト（阿部構成員代理）
安中 良輔	日本製薬工業協会産業政策委員会健康医療データ政策 GL
生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科教授
依田 高典	京都大学大学院経済学研究科教授
稲谷 龍彦	京都大学大学院法学研究科教授
岩村 有広	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
岡田 淳	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
巽 智彦	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
丹野 美絵子	公益社団法人全国消費生活相談員協会参与
森田 朗	一般社団法人次世代基盤政策研究所所長・代表理事 東京大学名誉教授

<ゲストスピーカー>

佐脇 紀代志 個人情報保護委員会事務局長

<事務局>

望月 明雄	デジタル行財政改革会議事務局長代理
蓮井 智哉	デジタル行財政改革会議事務局長補佐／デジタル庁統括官
山澄 克	デジタル行財政改革会議事務局審議官
杉本 敬次	デジタル行財政改革会議事務局参事官
岡井 隼人	デジタル行財政改革会議事務局参事官

<オブザーバー>

香月 健太郎	個人情報保護委員会事務局参事官
林 美桜	デジタル庁政策・法務ユニット法務スペシャリスト
吉田 泰己	デジタル庁戦略・組織グループ企画官
坂本 光英	総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室長
守谷 学	経済産業省商務情報政策局情報経済課長

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) データ利活用制度の方向性について
 - (2) 討議
3. 閉会

(資料)

- 資料1 事務局提出資料
- 資料2 個人情報保護委員会事務局提出資料
- 参考資料1 個人情報保護委員会事務局提出補足説明資料

(概要)

○森田座長 皆様、こんにちは。ただいまから第16回「データ利活用制度・システム検討会」を開催いたします。

まず、事務局から本日の会議運営について御説明をお願いいたします。

○山澄審議官 事務局でございます。

前回の検討会におきまして、今後の方向性案について具体化し、報告するように座長から御指示がございました。今日は、データ利活用の在り方に関する昨年の基本方針に基づく私どもの制度整備の検討状況について御説明をさせていただきます。続きまして、その議論の御参考とすべく、個人情報保護委員会より、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する制度改正方針について御説明いただき、その後、全体として討議をするというふうにさせていただければと思います。

資料はタブレットに格納してございますので、不具合がございましたら、いつでも事務局にお申しつけください。

本日、依田構成員、稲谷構成員、岡田構成員、落合構成員、宍戸構成員、巽構成員はオンラインでの御参加となっております。

また、阿部構成員の代理として、株式会社日立製作所から入江構成員代理に御参加いただいております。

上野山構成員、越塚構成員は御欠席でございます。

所用のため、宍戸構成員が17時頃、落合構成員が17時半頃、巽構成員が18時頃御退室する御予定と伺っております。

事務局からは以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、早速でございますけれども、本日の議事に入りたいと思います。

事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○山澄審議官 それでは、お手元の資料1に沿って御説明させていただければと思います。

1ページ、それから2ページにおきまして、秋以降この検討会の場においてゲストスピーカーの方、あるいは構成員の方からの意見を取りまとめてございます。時間の関係がございまして、全て逐一読み上げることは省略させていただきますが、概要で申しますと、例えばでございますが、十分なガバナンスを求めていくことが重要であるとか、国による標準化に関する関与が重要ではないかという話。それから、様々な制度につきまして要件が曖昧でグレーな部分があって、そこについての対処が必要であるというような御指摘。それから、そのような点を引くくめてだと理解をいたしました、何らか国のほうでグレーなゾーンに関して、あるいは遵法性というものも含めて担保する仕組みがあると事業者としてはしっかりと進めることができるのではないかと。それから、個々の分野におきましてのインセンティブの在り方というものについての重要性についての御指摘もございました。もろもろそのような指摘を我々としても十分受け止めさせていただいた上で、具体的にそれを我々としてどう具現化したかということについての説明を3ページ以降にさせていただきます。

今、私どもが検討しております内容について、まず全体における位置づけを3ページで御説明させていただければと思います。我が国におけるデータ利活用法制の全体的なイメージでございますけれども、一番上段の理念法という枠組みに書いてございます官民データ活用推進基本法というものが既に存在をしております。そこには情報の円滑な流通の確保以下、ここに例示しておりますような様々な重要な基本理念が規定されてございます。これは理念法として、土台としてございます。

一方、少し飛んでいただきまして、作用法（個別分野）という下段でございます。顕著なものとしては、現在ありますのは、内閣府のほうで所管しておられます次世代医療基盤法がございまして、現在あるいは将来において必要に応じ、分野ごとの特性に応じて、個々の分野に応じて整備する必要があるということが言えると思います。

その中間でございます。作用法ではあるのですけれども、分野横断的なものとしての規律、ルールとして、分野横断的な作用法というものが我が国の中では、特段のものが現在の中ではございません。かつ、そういうものについて官デ法、官民データ活用推進基本法の7条については、もろもろ法制上の措置をやるべしと書いてあるものですから、そのような官デ法の関連法というようなものとして、私どもがまさに今回中心的に立案しておりますのが、中段でございます。法律の形といたしましては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、平成14年にできております法律ですけれども、通称といたしましてデジタル行政推進法と呼んでおります。デジタル行政推進法の一部改正法案という形により実現したいと思っております。

まねをするというわけでは必ずしもないのですが、参考として右の段に掲げてございますが、EUの中でも、ある種分野横断的な作用法としてデータ法、データガバナンス法とい

うものがあり、個別分野の作用法としては、金融分野あるいは医療分野等におきまして、個別のルールがつくられるという形で、EUにおいても近年顕著にそのような動きがございますので、それを横目に見ながら、このような検討を進めていきたいということでございます。

それでは、スライドの4ページでございます。データ利活用の促進のために今回私どもで検討している法整備の全体像でございます。左側半分が絵で、右側半分が字で中身を示してございます。内容的には同じものを指し示してございますので、文字のところを中心に少し御説明を加えさせていただきます。

デジタル庁がデータの司令塔という位置づけがなされていて、政府における司令塔機能が与えられているわけでございますけれども、デジタル庁の司令塔機能を具体的なものとするために、デジタル行政推進法を改正し、以下申し上げますような措置を講ずることを考えてございます。

1つ目としまして、指針の策定でございます。国の保有するデータを活用して行う事業について、指針を策定するということがまずあり、その指針の中身といたしましては、データ利活用の観点からの重点分野ですとか、あるいはデータの安全管理、その他の重要な事項、先ほど申し上げましたガバナンス、標準化等をはじめとして、セキュリティーの在り方、トラスト等についても念頭に置いた上で、それらの事項についての基本的な方向性を示すという指針をつくるのが①でございます。

②といたしまして、事業計画の認定ということを検討してございます。今述べました指針の方向性に沿って、事業者の方々が国の保有するデータを活用した事業を行う場合には、当該事業計画について、国による認定を受けることができるようにする。これはあくまでも受けなければならないというものではないのですけれども、そういうものを望む方がおられれば、そういう事業計画の認定を受けることができる。

若干付言させていただきますと、先ほど国の保有するデータを活用した事業というものを申し上げましたけれども、国の保有するデータは多種多様にわたります。保有データの種類・属性については、これではなければならないというような制限を加えるつもりはなくて、オープンデータをはじめといたしまして、種類・属性について広く認めることを想定してございます。

それから、左の絵では、産官学の様々な主体ということで複数の主体が絵で描いてあるわけですが、複数事業者による共同事業のほか、一の事業者による活用も可能というふうに考えてございます。

それから、もう一つ、計画認定時における情報セキュリティー面からの協力等を行うため、IPA、情報処理推進機構に関する規定を整備するというのを併せて法改正の中身として検討しております。

認定を受けた事業者の方について、どういうメリットがあるのだということが下に書いてあります。まず、先ほど事業の適切性ですとかグリーゾーンの話について、(a) (b)

(c) 辺りに書いてございますが、(a) といたしまして、当該事業におけるデータガバナンスやデータセキュリティー等が指針に照らして適切に行われているということを確認する。

それから、(b) としまして、認定に際し、個人情報保護法上の適切性について、認定のプロセスにおきまして個人情報保護委員会とデジタル庁など意見の調整をするプロセスを設けて、その適切性につきまして個人情報委が迅速に確認をしていく。これにより、事前に不安を払拭した上での事業の実施が可能になるという効果を考えてございます。

個人情報委、個人情報法だけの話ではございませんで、様々な規制法をはじめとした法律がございます。(c) は、そういうこともカバーしているということで、非個人データというものも視野に入れつつ、事業に関係する法令上の適切性について、規制を持っている省庁等になると思いますが、関係行政機関と調整し、同様に事前に不安を払拭した上での事業の実施が可能。このような措置をデジタル庁がある種のスポークのハブのような機能を果たして調整していくことによりまして、事業の実施における法令上の懸念をワンストップで各省庁に確認していくことで、事業者の負担が軽減されるというもので、利活用の促進に資するということを考えてございます。

(d) といたしまして、先ほど使うデータはオープンデータを含め様々なものと申し上げましたが、オープンデータ化されていないものにつきましても、国等に対して、改めて求めることができるということを規定として設けてございます。そういう請求を受けました国の機関につきましても、もちろん第三者へ悪影響を何らか与える等、一定の例外要件はありつつも、基本的にはそのような求めを受けた場合には、それについては提出をしなければならないというような規定を規定化することを考えています。

それから、(e) といたしまして、当該事業の実施に当たって、データの安全管理にしまして、IPAから必要な支援を受けるということ。その他、認定事業として、これは法律上の直接的な効果といえますか、実際の効果も含めてですけれども、対外的な周知等による信頼性の確保・事業実施の円滑化等が期待されているところです。

それに加えて、最後の○でございまして、民間ベースのデータのやり取りとは少しフェーズが異なるのですが、国と自治体等による公的基礎情報データベースというものが今、何とか省、何とか県、何とか市というものがめいめい調達しているという場合が実態として多いとございます。そのような点を鑑みまして、これらの公的主体が共同整備を行うことをよりやりやすくするという意味で、金銭の保管に関する会計上の特例というものを設けることを考えてございます。これによって、公的データベースというものを充実させ、公的部門においてもデータ利活用を促進するというところで、先ほどまで縷々申し上げました民間事業者の方々の取組と併せて、全体的に推進していくということを期待しているところでございます。

5 ページにつきましては、基本的には直前のページと重複するところが多いわけですが、これまでの議論の中でも、個人情報保護法との関係に御関心があったものですか

ら、ある種そこをクローズアップして絵にしたものが、この5枚目のスライドでございます。制度スキームのイメージ、データ利活用関係法制ということが上段少し下がったところに書いてございますが、これについては先ほどと同じことを書いてございます。これによって事業者が、個人データを含むデータ利活用を推進する事業計画につきまして、先ほど申し上げましたプロセスを踏むことにより、この後、個人情報保護法の一部改正と併せ、このプロセスを行っていくことによってデータ利活用が全体的に進み、このページの一番上に書いてございますが、基本方針に基づいて、保護と利活用のバランスを考慮しながら、AI活用にも資する円滑なデータ連携を一層促進するということが可能になる。

最後に6ページは、想定されるユースケースのイメージということで、これだけではなく多種多様にわたると思っておりますけれども、ざっと申しますと、①、②はこの検討会の場でも昨年説明があったようなもの、それそのものではないのですが、ある種意識しながら挙げている例でございますので、改めての説明は省略させていただきます。それに加えて、③のような国等のデータ活用というものについて、現状、金融機関が法人と取引する際に、相手方が保有する許認可情報や資格情報について、その都度、相手方から提出を求め、双方の負担となっているということもありますから、こういうことについて、国や地方公共団体が保有する様々な営業認可や資格情報等をAPIを通じて提供することによって、こういう確認コストの削減を図り、ひいてはデータの利活用につなげていくということをユースケースとして想定しています。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

宍戸構成員におかれましては、17時頃に御退席と伺っておりますが、御発言ございましたら、早めをお願いいたします。

○宍戸構成員 宍戸です。よろしいでしょうか。

○森田座長 どうぞ。

○宍戸構成員 ありがとうございます。

御説明いただきまして、ありがとうございます。大きな方向性、私も異存ありません。データ利活用法制を準備していくことは大切だと申し上げてきた立場からも、事務局において大変な苦勞をいただいて、ここまで取りまとめていただいたことに御礼申し上げたいと思います。

私から2点だけ申し上げておきたいと思っております。第1は、ここでの指針のイメージでございます。デジタル庁がお定めになることが予定されている指針は、それ自体としては、国の保有するデータを活用して行う事業についての指針であり、また、事業計画に関する認定をする、しないの目安になるものだと思います。そうだといたしますと、データと密接な関連がございますAI適正化指針などとの連動は非常に重要なことではないかと思っております。

また、具体的に想定されるユースケースのイメージで申しますと、これまでのスマートシティ施策として議論されてきたことに重なる部分も大きいと思いますので、実際にどういうことが考えられるか、それで既存の指針等との内容の調整、逆に言いますと、これまでの様々なガイドライン等ではできなかった、なぜできなかったかといえば、データ利活用、あるいは国の保有する、あるいは地方公共団体の保有するデータをうまく取り扱えなかったからだということをお考えいただければと思います。

第2点目は、それに連動するのでございますけれども、今回の指針策定などの作用法として、具体的な法制上の受け皿としてデジタル行政推進法の一部改正という法形式が想定されてございます。そういったしますと、どうしてもこれは民と官という関係に何となく照準が合わさりそうな感じがするのでございますけれども、実際問題としては、民間の事業者の方が国などの行政機関等に対してデータの提供を求める、そのときに併せて必要なデータガバナンスやセキュリティーの水準を定めることになる。そして、それがスライドで申しますと4ページ目のところになると思うのですが、実際問題としては、多くの事業者が関わる場合などは当然だと思うのですが、官民民、産官学みたいな感じで、多くのプレーヤーの方々が関わることになるときに、この指針が定められるという場面が一つ想定されていると思います。

言いたいことは何かと申しますと、ここでの指針で定められる認定の基になるようなデータガバナンス、あるいはセキュリティー、標準化、トラストは、ひとえに官民にとどまらず、民官民とか、結果的には民民についてもある種のデータ利活用をしようと思う事業者の方々にとっては、事実上のデファクトスタンダードになるということが想定され、また、それが非常に重要なことで、意義があるだろうと私自身は思っております。

その意味で、この指針を定める際には、やはり民民でのデータガバナンスの在り方に配慮して、中身的にも手続的にも配慮して定めるのだという方向性での検討を法制的にあらかじめお願いできればと思っております。

私からは以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

○山澄審議官 1点目のお話の関連で言いますと、当然、政府の他の関係する指針との調整というものは非常に重要ですので、法律の条文的には関係行政機関との政府内での調整をしっかりと担保できるような形を考えていきたいと思っております。

それから、指針の中身を策定する際、それは民間事業者の方、産官学の方々の実態というのがベースなので、そこは当然ながらしっかりとインターアクションしながら策定していきたいと思っております。

○森田座長 宍戸構成員、よろしいでしょうか。

○宍戸構成員 ありがとうございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、個人情報保護委員会の佐脇事務局長から、個人情報保護法のい

わゆる3年ごと見直しの制度改正方針について御説明をお願いいたします。

○佐脇事務局長 個情委の佐脇でございます。お時間いただきありがとうございます。

資料2を御参照いただければと思います。

ページをおめくりいただきますと、私どもの3年ごと見直しのこれまでの経緯が時系列で並んでおります。囲みにありますように、直前の今回の見直しの対象となっております法律の施行が令和4年4月1日で行われました。附則の規定で3年ごとに見直すということになってございます。令和7年4月の時点で丸3年たったわけですが、それを挟みまして、令和5年から比較的長期にわたり見直し作業を進めてまいりまして、令和7年以降、当検討会におきましても数度にわたり様々な御示唆をいただく機会に恵まれたということでございます。

このたび令和8年1月9日、年始早々でございますけれども、私どもの委員会で制度改正の方針を決定いたしまして、要すればその方針を原案としながら、来る国会に政府として改正法案を提出するためのステップを刻んでいるところでございます。

ページをめくっていただきますと、直近の政府決定で申しますと、昨年末に閣議決定いたしました人工知能基本計画にも、今ほど資料1の後半での御説明にもありましたように、改正項目の一つにAIを念頭に置きました新しいデータ処理のスタイルに適合的な法律への進化というものを入れているものですから、この文脈におきましても、改正案の早期の国会提出を目指すという文言を入れていただいているところでございます。

ページをめくっていただきますと、1月9日に公表いたしました制度改正方針の概要でございます。本体は別途、参考資料1という形で配付させていただいていることを付言いたします。

簡単に制度改正方針の骨格を御紹介したいと思いますが、左側にカテゴリーを4つ書いてございます。その第1は適正なデータ利活用の推進ということで、今ほど少し触れましたAI時代におけるデータの活用実態というものと、個人情報保護法が想定している基本的なデータガバナンスの構造について、少し手直しをしたほうがいいのかという部分があるものですから、そこにつきまして見直しを提案しているところでございます。

1つ目がそれでございます。個人データにつきまして、まずは要配慮個人情報につきましては、取得に当たり本人の同意が必要でございますし、また、手元にあるデータを事業者が他の事業者に提供しようと思ったときには、本人にとってみますと、自分の知らない事業者に提供されることとなりますので、ある種の十分条件を満たす観点から、本人に逐一確認をすることになってございますが、AI開発における学習データの分析などが典型でございますように、統計作成とここで書いてございますけれども、大量のデータを分析し、傾向値を導き出していくようなデータの使い方と、個人に対し様々な、例えば物販をプロモートするとか、その個人の評価をした上で差別的な取扱いを行う、そういう形でのデータの使われ方に比べますと、法律が念頭に置いております保護法益である個人の権利利益の保護との関係で、一様である必要はないのではないかと、リスクに応じて差異のあ

る取扱いを導入することに合理性があるのではないかということでございまして、統計情報等の作成として評価できる場合には、こういった本人の関与について、他と違う取扱いをするということが一つの大きな、この間まで検討してこられましたデータ利活用制度との関係で非常に関係の深い改正案として盛り込んでいるわけでございます。

次のカテゴリーは第2でございまして、リスクに適切に対応した規律ということでございます。新しいデータの活用の実態が非常に速いスピードで展開されてまいりますと、それに応じたリスクも強まったり弱まったりするわけでございまして、まさしく3年ごとの見直しの主要なポイントということでございます。

16歳未満の者が本人である場合の法定代理人の同意の明文化でございまして、より利用停止などを請求しやすいような要件の緩和でございまして、顔特徴データにつきまして、一定の規律の下に服すということでございまして、漏えい発生の際に、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合には、現在一律に求めている本人への通知義務を緩和するといったような手直しをしようと思っております。

第3のカテゴリーは、悪質なデータの利用に関して厳しい規律を置いているものについて、狭義の意味での個人情報に該当せずとも、それと機能としてはほぼ同等の機能が発揮できるような類いのデータ、ここでは個人関連情報のようなものを想定してございますけれども、それについて不適正利用、不正取得の規定を適用することによってございまして、あと、2番に書いておりますのはオプトアウト制度、これは名簿屋さん、あるいは住宅地図などの販売業者さんを想定してございますけれども、事後的に本人が消去を求める場合に消去することを約した上で、個人情報保護委員会に届出があった事業者さんにつきましては、そういった御商売ができるということになってございまして、現状、販売先についての確認義務が甘くなっているものですから、刑事事件を誘発するような取引実態もあるようございまして、その辺りの義務を強化するというので、2つ併せまして、いずれも悪質事案を対処するという改正を盛り込んでございます。

それに関連しますけれども、第4のカテゴリーは、既存の規律遵守のための刑事罰その他の強化でございまして、あるいは課徴金の導入ということを想定してございまして、ここに書いてあるような細やかなものも含まれますけれども、多くの改正を行っていくと思っております。

これまで令和5年から検討しているものですから、その当時から検討しているものが全てここに盛り込まれているわけではございません。1つ大きな方針の転換について言及いたしますと、従前掲げておりました団体訴訟に関連する規定は、今回見送ることになってございます。その辺りの事情につきましては、別途お配りしております参考資料1の3ページに触れておりますけれども、適格消費者団体を念頭にこういうスキームの導入を考えておりましたが、個人情報、個人の権利利益を保護するということが必ずしも適格消費者団体の消費者取引に閉じないものがあるということと、さらには、それがゆえに消費者団体における個人情報の保護に関する活動を、まずは我々とのネットワークを強めながら盛

んにするということから始めていくべきではないかと判断いたしまして、今回は見送ることにしてございます。

その他、課徴金の対象につきましても、従前、不正アクセスなどを被った企業が必ずしも十分なセキュリティー投資をしていないことが主たる要因の場合には、ある種の投資をサボっていたというところに着目した課徴金のアイデアもありましたが、これも基準の曖昧さでありますとか、基本的な考え方についての熟度が低いということで、見送ることにしてございます。

1つだけ、個別の改正項目のうち、先ほどの資料1でも触れていましたAI開発等を含む統計作成等のための例外規定につきまして、資料を使って御説明しますけれども、5ページ目を見ていただければと思います。ここにありますのは2つのパターンが書いてございます。分かりやすいのは、パソコンの絵のようなものが赤で表記されておりますのは、いわゆるWebスクレイピングによってデータを学習のために集めてくる場合には、なかなかフィルタリングを細やかに設定いたしましても、意図しないことも含めまして、センシティブな情報を集めてくるというケースがございます。これにつきましても、用途が統計情報等の作成の場合には構わないということで、原則であります要配慮個人情報の取得時本人同意という規制を緩和するというところでございます。

また、上の個人情報取扱事業者や、そういうスクレイピングも含めた個人情報を取得した事業者が第三者に提供するときにつきましても、AI開発等の統計情報等の作成である場合には、第三者提供の本人同意は要らないということでございますが、お気づきのとおり、いずれも最終的にお使いになる事業者がそういった特定の目的に限ってお使いになることを担保されることがとても大きなポイントになりますので、そのために様々な監視の方法はありますが、まずは情報公開をしていただきまして、国民、社会全体に、自分は何のためにどんなデータを使っているのだということについてアカウンタブルな立場に立っていただくことによりまして、ガバナンスを利かせていこうという発想で制度を設計しているところでございます。

以上のようなことにつきましても、個人情報保護法は一般法でございますので、あくまでもベースと申しますか、どのデータの種類においてもこういったことを許容しようということで改正を行いますが、もちろん業種・業態、あるいはデータの性質によっては、ハードロー、ソフトローにおきまして、より上乘せの、あるいは特別な規律を課していくという部分はあるのだらうと思います。

また、事業の用途によりましては、多くの事業者さんが消費者あるいは社会とうまい形でサービスを展開する観点からは、より自主的に様々な対応をしようという話もあるのかもしれません。

個人情報保護法には、認定個人情報保護団体という仕組みがございまして、自主的な規律をそこでまとめた上で、その団体が一定の緩やかな指導権限を持っておりますので、そんな形で一般法の最低限の規律に、場合によっては事業者、あるいは業界団体が意識的に

上乘せをして運用することによって、より円滑に社会に展開される道を探られる場合もあるかと思えます。また、今回のデータ利活用制度におきましては、私ども、協議の形で参画することになってございます。もちろんそこで私どもが多分一義的に期待されておりますのは、個人情報に抵触しないかという狭義の適法性ということについてクリアな回答をするということかと思えますが、恐らくいろいろなプロジェクトの認定作業をする中で、それ固有の様々な望ましいガバナンスの在り方という辺りのことも議論になってくるのだと思えます。その際には、私どもの知見も活用しながら、ある意味、単なる違法ではないということ、こういった社会にアクセプトしていただけるようなプロジェクトを皆さんと一緒に検討するという形の貢献もできるかなと思っております。

長くなりましたけれども、説明は以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、ディスカッションに入りたいと思えます。

事務局からございましたけれども、御説明いただきました個人情報保護法の制度改正方針は、個人情報保護委員会を中心に現在検討中ということもありますので、本日の討議の主題といたしましては、前半のデータ利活用法制に焦点を当てて御議論をいただきたいと思っております。

御発言がある場合には、いつものとおりですが、適宜ネームプレートを立てていただくか、あるいはオンラインの場合には挙手ボタンを押していただきたいと思えます。

それでは、どなたからでも結構ですので、時間まで、18時半近くまでディスカッションをお願いしたいと思います。

では、丹野構成員、どうぞ。

○丹野構成員 事務局のほうから御提案された資料のとおり、今回、新法をつくるものではないけれども、デジタル庁が司令塔になって、まずは指針を策定して、データ利活用関連法制の整備を行って、国・自治体が保有するデータの利活用を具体的に進行させて、事業計画について国による認定という仕組みを整備すると、この方向性に賛成でございます。これは、これまでここで議論をしてきたことの一定の集大成だと思っております。

これからの社会構造を踏まえれば、データ利活用が幅広く実行されることは社会全体の利益になり、同時に国民一人一人のためにも有益であることにつながるわけです。ただ、その前提としては、皆さんもちろん再三おっしゃっているように、ガバナンスや透明性が問われるわけで、すなわち個人情報、データの適切な取扱い、データの正確性、真正性の確保、プラットフォームの信頼性確保等も欠かすべからざるものだということになるわけで、そこで国による認定が行われることは、個人にとっては大変大きな信頼、安心が得られるということにつながると思っております。

事業計画のうち、個人情報に関する事柄については個情委が確認を行うことというふうにされておりますので、先ほど佐脇局長から御説明があったとおり、個人情報保護法の見直しが行われればというエクスキューズつきではあります、個情委は個情委としての役

割を肅々と果たしていただければありがたいと思っております。

あと1点、思いつきのようなことを申し上げますが、事業計画の認定について、横断的な分かりやすい名称とかマークをつくるなど、個人から見て何らかの一貫性があれば判別しやすいし、認識しやすいので、そういうものもあつたほうがよいのではないかと思っております。御一考いただければありがたいと思います。

さらにもう一点ですが、今のところユースケースが3つ出ていましたけれども、具体的なものは、最初に想定していたものに比べればそんなに多くない、少ないのではないかと思っております。従来、よく言われていたのは、個人情報法が一種の障害になって、そのせいでデータ利活用も進まない等と言われることがあつたかという気がいたしますが、それが解消されようとしているのに、実際にプランが出てこないということにならないように、ぜひ大山鳴動して、とならないようお願いをしたいと思います。

私からは以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

事務局、よろしいですか。御意見ということで。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

では、岩村構成員。

○岩村構成員 分野横断的な作用法として新法を立てることに、産業界は大いに期待しておりましたので、まずは残念であるということをおし上げたいと思います。新法に足る立法事実の壁が厳然として存在するというので、今回の結論に至ったものと理解しております。産業界としては、この新しいスキームをいかに活用していくかというところに、頭を切り替えていきたいと思っております。

その上で、実際の執行段階において、お願いしたいことを3点申し上げます。

1点目は、事業計画の認定に係る審査についてです。合理化・簡素化を徹底していただき、申請から事業開始までのリードタイムを、ビジネスのスピード感に見合う形で、可能な限り短縮していただきたいと考えます。

2点目は、先ほど山澄さんからもご説明がありましたが、国の保有するデータの対象範囲を、広く定義していただきたいという点です。これは前回、私からも申し上げた点ですが、例えば、政府等の公的機関が運営するプラットフォーム上に存在する民間データについても対象に含めるなど、柔軟にご検討いただきたいと考えます。

3点目ですが、ここは特に重要な点です。認定されたケース及び認定されなかったケースの双方について、今後、事例を蓄積しつつ、支障のない範囲で公表していただくことにより、認定制度に関する事業者の予見可能性を高めていただきたいと思っております。FAQの作成など、様々な公表の方法があると思っておりますので、ぜひ積極的な情報発信をお願いしたいと思います。

以上3点を申し上げましたが、今後、事業者のニーズ、あるいは社会的なニーズが高い

にもかかわらず、改正個人情報法等との関係で、本制度の活用が困難なケースが生じないとも言えないと思います。そういった場合には、冒頭にも申し上げた、新法に足る立法事実が認められる状況になろうかと存じますので、技術の進歩や社会の情勢の変化も踏まえつつ、そういった検討を視野に入れていただきたいと思います。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○山澄審議官 先ほど岩村構成員から3点、3点とも重要な御指摘だと思いますので、リードタイムの話、それから保有データを広く取る話、いずれもビジネスを円滑にやっていただくという観点から留意をするよう、執行段階も含めまして進めたいと思いますし、3点目におっしゃいましたFAQ等も結構だと思うのですが、事業者の方々にとって営業上明らかにしてほしくないというものはあると思いますので、そこよく兼ね合いを考えまして、なるべくオープンにしていくという方向性は全く同感でございます。

立法事実につきまして、現時点ではこのような仕上がりになっておりますが、もちろん将来、個人情報保護法だけの話ではないと思いますが、様々な法律体系で、立法事実というものが生じた場合には、そのときはデータ政策の司令塔としてデジタル庁がある種検討していくということは当然なのだろうと思います。

○森田座長 よろしいでしょうか。

○岩村構成員 ありがとうございます。

○森田座長 では、オンラインで依田構成員、どうぞ。

○依田構成員 京都大学の依田でございます。

今回の政府資料が示す国の保有データを活用する事業を対象として指針の策定、事業計画の認定、事後的な実効性確保を組み合わせた枠組みは、保護と利活用の両立を制度的に支える意欲的で実務に即した設計であると評価いたします。賛成いたします。

その上で、制度の持続可能性と分野適合性の観点から1点意見を申し上げます。今後、AI開発や分野横断的なデータ連携が進展する中で、認定案件が増加した場合、全ての案件を行政が個別に認定する方式は、このデータ利活用がうまくいく場合において、運用負荷の増大といったスケーラビリティの上で課題が生じる可能性がございます。この点につきましては、政府の指針や標準を基軸としつつも、医療や金融やエネルギーなど様々な分野別の業界団体がそれぞれの分野の特性に応じた基準を定めつつ、一次的な適合性に関する自発的な規律を担うことで、行政による認定や支援を補完する、いわゆる共同規制的な仕組みについて検討の余地があるのではないかと考えております。

例えば業界団体や学術団体などによる自発的な規律を前提にして、行政が認定手続きを行い、運用状況の監督及び基準の妥当性の検証を行う。一方で、目的外利用や虚偽申請など重大な違反が認められた場合には、必要な措置を迅速に講じる、こうした共同規制的な枠組みが考えられ、公的データの円滑な提供と利活用の促進という支援機能と高い遵法性及

び信頼性の確保の両立が可能になるとも考えられます。

最後になります。併せて日本市場を対象とする海外事業についても、同様の規律が実効的に及ぶように、ぜひとも執行面で御対応を御検討いただけますと幸いです。

以上でございます。ありがとうございました。

○森田座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○山澄審議官 依田構成員がおっしゃることの直接ではないかもしれませんが、先ほど指針を策定する際、宍戸構成員からもありましたが、例えば民間事業者の方の声を聞くと申し上げましたが、その際に既に自主規律というものがエスタブリッシュされたものとしてあれば、当然ながらそういうものを参考にして指針を定めていくということが出てくると思いますし、依田構成員が直接おっしゃいました執行面におけるコンビネーションというものについて、まだこれはそこまで考えが及んでいないのですけれども、法律が通り、施行を考えるに際してどのようなコンビネーション、あるいは施行後件数が増えた状況に直面したときにどうするかということは不断に考えていくということでございます。

○森田座長 依田構成員、よろしいでしょうか。

○依田構成員 了解いたしました。

○森田座長 それでは、入江構成員代理、お願いします。

○入江構成員代理 阿部の代理で出ております日立製作所の入江です。コメントさせていただきます。

先ほどの岩村構成員のコメントにも若干かぶるのですけれども、やはり利活用するデータのカバレッジというのを気にしております。この制度自体は本当によい制度になるかなと思いますけれども、これが本当に国の成長あるいは産業分野の成長に資するには、先ほどユースケースにもありましたけれども、国の保有データだけではなくて、産業界のデータもきちんと利活用する、そういったユースケースが挙げられていると思います。では、そのデータをどうやって利活用を促進するのかというところが、この制度が呼び水になればいいなと思っておりますけれども、国がどこまでデータを保有して、あるいは国民のデータをどうやってうまく利活用して流通させるような、そういった運用をぜひ今後検討いただければなと思っております。

それから、国データですとか自治体のデータがどんどん標準化されるということが、多分、利活用にとっては非常に重要になると思います。これが今度また呼び水になって、いろいろなデータのデータモデルの標準化、こういったところが促進されることを期待したいと思っております。

最後に、これまでも阿部のほうからもガバナンスというキーワードを出ささせていただいておりました。認定時のガバナンスのチェックというのは当然本当にやるべきだと思うのですけれども、事業で本当に時間軸として長いものに関しては、運用しながらのチェックをどうするのかというのはちょっと気になりました。この辺りも御検討いただければ幸

いです。データを安全に提供できるための枠組みをぜひ検討いただければと思っております。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、安中構成員、どうぞ。

○安中構成員 製薬協の安中でございます。

御検討ありがとうございました。先ほど岩村構成員から、このスキームをいかに使っていくかという観点で頭を切り換える必要があるという御発言がありまして、全くそのとおりだと思っております。その観点で早速御質問させていただきたいのですけれども、国のデータとありますが、例えば国立研究開発法人のような国の研究機関も含むかどうかということについてお伺いしたいです。

もう一点、作用法として医療分野は既に次世代医療基盤法があり、さらには検討も進んでいるということもございますけれども、今回の資料1の4ページ、5ページ、これは医療分野も含むかどうかということについて教えてください。

3点目、念のための確認になりますが、4ページのポンチ絵ですと、国のデータと民間のデータの連携をベースにされているような感じですが、国のデータを民間が利用するというシンプルなケースも含むかどうか、この3点をまず教えていただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

○森田座長 回答をお願いいたします。

○山澄審議官 最初の研究機関というものですが、国等というのは、よく法律上で等とかつくのですけれども、国の機関及び国の独立研究法人を想定してございます。

○安中構成員 ありがとうございます。

○山澄審議官 2点目は、すみません。

○安中構成員 今回の4ページ、5ページの絵について、医療分野についても対象となり得るかどうかについて。

○山澄審議官 重点分野というのは、法律上、医療分野、何分野と書き込むことは今想定しておりませんで、これはフレキシブルに、ある意味、法律未満のところまで詰めていくことになると思います。なので、今完全にイエスとは申し上げられないのですけれども、当然、スコープとしては医療も含めたもの。排除するものではなく、むしろ重要なものという認識を持ってございます。

それから、すみません。

○安中構成員 3点目は、国のデータと民間のデータを連携するものだけではなくて、国のデータ単独で利用できるか。

○山澄審議官 入ります。結論から言うと入りまして、おっしゃったのとぴったりではないのですが、6ページにありますユースケースの一番右のものでございますけれども、こ

れにつきましては、この絵で言うと、情報サービス事業者という方に国の行政機関等が持っているデータを民間連携なく1社で取り入れて、それと自分の持っているデータと組み合わせるということをごさいます、もちろんこの例が特別なものではなくて、一つの主体あるいは複数の主体が国のデータと自社の持っているデータを組み合わせるということは当然に考えております。

○安中構成員 ありがとうございます。

そうなりますと、例えば医療分野の研究開発の観点で申しますと、厚労省が保有する様々なデータですとか、あるいは日本医療研究開発機構、通称AMEDと言われる機関にあるデータのうち、二次利用について同意が取得されているけれども、産業利用について明確な同意が取得できているかグレーとの理由で利活用をヘジテートしているケースがかなりあります。そうしますと、先ほど佐脇事務局長から御説明いただいた個人情報法の例外規定を使いつつ、このスキームに載せることで利活用が進んでいくのではないかという大きな期待を持っているところをごさいますので、ぜひこのスキームについて、関係省庁、特に私どもの視点で申しますと厚労省ですとか、AMEDにもきちんと周知いただいた上で、産業界を交えて利活用についてうまく検討していくのが良い姿なのかなと思いますので、引き続きよろしく願いできればと思います。

○森田座長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

落合構成員は17時30分頃退室されると聞いておりますが、よろしいですか。どうぞ。

○落合構成員 それぞれ御説明いただき、ありがとうございます。

まず1つ目の資料についてでございますが、将来的には認定制度によらない制度の整備も今後必要になってくる可能性はあると考えておりますが、まず立法事実が整ったものから整備していくということについては、データ利活用を進めていくための社会的なツールを整備していくという意味で、非常に重要なことであると考えております。

その際に、個人情報保護委員会とデジタル庁とで協議しながら進めていく仕組みとなっている点につきましては、まさしくデータの利活用について、それを推進する立場と監督する立場とが共同して取組を進めていくことになるという点で、バランスの取れた制度としての整理であると考えておりますので、この制度がしっかり活用されるものとなることを期待しております。

今回は特に個人情報保護法の点が議論となっておりますが、認定の仕組みを通じて論点が整理されるような事案があり、その利活用が進むことを期待する一方で、依田構成員も御指摘のとおり、スケーラビリティ等を考慮いたしますと、まずはこの仕組みで整理を進めていくとしても、さらに広く利活用を促進するための制度を将来的に整備していく余地がないかという点を、運用の中で検証していくことも重要であると考えております。また、これまでの議論の中でも指摘がありましたとおり、個人情報保護法以外にもデータ利活用に関して課題となり得る法制度が出てくる可能性はあろうかと思ひますし、分野によっては義務づけや標準化をより積極的に進めるべきものも少なくないと思ひますので、そ

うした対応に向けた準備も、今回の法整備と併せて進められることが望ましいと考えております。

ただし、冒頭に申し上げましたとおり、こうした一つのツールが整備されたということで、このツールを通じた利活用も広がっていくことを期待しております。

もう一点、個人情報保護法に関する御説明につきましてもありがとうございます。課徴金等の制裁面については、バランスの取れた結論であったと考えております。利活用と保護のバランスを取っていくことは重要であると考えますし、また今後、実際にこうした制度が整備される中で、不適正な事案については適正に法執行がなされていくことが重要であると考えております。そうした中でさらに今後もブラッシュアップが図られていくものと考えております。

今回の法整備そのものに限らない点ではございますが、統計情報や同意によらない整理につきましても、御発表資料の第1の部分においてかなり進展が見られたということで、データ利活用の推進に資する取組であると考えております。

一方で、1点懸念しておりますのは、例えば顔特徴データやデータの委託の部分、もしくは第3で書かれている特定の個人に関する働きかけが可能になるような情報といった点でございますが、かなり概念が複雑化してきているように思っております。今回の改正自体について申し上げるものではございませんが、以前も御発表いただいた中で、将来的にさらなる見直しをしていくという中で、概念が複雑なままですと、社会的に理解が難しくなる部分はあるかと思っておりますので、今回の改正内容自体はさておき、将来的な整理の中で、概念や規律の体系を分かりやすく整理していくための準備も今回の改正と併せて御検討いただければと存じます。ルールが細分化されることにより理解が困難になることが懸念されますので、その点は将来的に御検討いただけると望ましいと考えております。

いずれもコメントとなりましたが、今回整理されたものを踏まえて、今後もバランスの取れた利活用が推進される形になることが望ましいと考えております。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

後半のほうは個人情報保護委員会で御検討いただくことになると思いますので、事務局、よろしいですかね。

○山澄審議官 はい。

○森田座長 では、ほかにまだ御発言のない方。

生貝構成員。

○生貝構成員 生貝でございます。ありがとうございます。

今回の枠組みはぜひ立法化を進めていただきたいなと思います。

それで、幾つか、3点ほどその枠組みについての意見ということになりますけれども、まず1つは、この認定制度ということ、当然これは企業様、産業界というのが一つ大きくは想定されていると存じますけれども、やはりデータドリブンの大学等の学術研究、そし

て、逆にもしかすると大学が持っている国立大学等のデータというのも様々な形で枠組みにも関わってくるであろうと。そうした両面から、広くいえばオープンサイエンス政策、学術・科学技術・イノベーション、そういったことの関わりもぜひこの具体化の中で積極的な御検討をいただけるとよいだろうと思っております。

2点目といたしまして、先ほどの入江構成員代理からのお話とも少し関わりますけれども、やはり一回認定した後のモニタリングが大変重要なのだというふうに思います。それはやはり様々な事業環境が変わっていく中で、果たしてどういう新しい課題が出てくるのか。まさしく依田構成員からおっしゃっていただいたような共同規制的な連携というのは、認定フェーズだけではなく、むしろモニタリングのほうがコストがかかる部分も多分比較すればあったりするかと思いますので、ぜひそういった官民の協力関係をうまく盛り込んでいけるとよいのかなと思います。

あと、今回つくられる指針は極めて大事なのだというふうに思います。先ほど宍戸構成員からもございましたように、今回はあくまで基本的には認定を受ける上での指針ということにはなりながらも、恐らくは日本でデータの活用ということに対して一定の法的根拠を持って相当広範なことを書くことができるいわゆる共同規制的文書としての指針といったようなこと、これはまさしくAI分野ですと、AI法に基づく指針というものがございませけれども、ある種それと対をなすものなのだろうと。でありますから、やはりこの国全体として、データ標準化もそうですし、まさに公正な契約という重要なところも触れていただいておりますけれども、そういったことがまさしくこの国として最低限、皆さんで共有をしておく必要がある事項なのだという事。まさに様々なステークホルダーと協議をしながらつくって発展させていくことができる、ぜひそういったことを進めていただきたいと思います。

それから、最後に意見といたしまして、これは先ほど少し落合構成員がおっしゃっていたこととも関わるのですが、今回まさに具体的なツールとして、こういった認定制度というものをつくる。当然、さらにそれに加えてデータ活用に係る様々な施策というのはこれからも継続的に考えて、実行をしていかないといけないものであることは多分疑いないのだというふうに言ったときに、個人的にはやはり今回せつかくデータ活用のための法改正というものを、新法ではないにせよ、するわけでございますから、それができるかどうかはさておき、理想的にはそういった新しい施策といったようなことを継続的にデジタル庁が司令塔になって検討と実施を進めていく根拠となるような条文、強化するような条文というもの、あるいはこの施策の推進から出てきた課題の解消ですとか、さらなる発展というところも含めて、より広いデータの活用を進めていくための施策につながるようなことも視野に入れた立法を進めていただけると、とてもよいのかなと感じたところでございます。

私からは以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

○山澄審議官 最後に御指摘があった点は、岩村構成員からも御指摘いただいた点になると思いますが、この認定制度は直接的には、さっき申しましたような国の事業者に対する適切性とかお墨付きというものになるのですけれども、デジタル庁というか、政府側から見れば、データ利活用のための現状と課題を把握する一つの重要な機会になるという側面もあると思います。そういう接触を通じまして、さらに次のステップとして、こういう制度改定が何らかの法律で要るのではないかというようなことがあれば知見の基礎というようなことになると考えています。

○生貝構成員 ありがとうございます。

○森田座長 よろしいですか。

それでは、岡田構成員、手を挙げていらっしゃいますので、どうぞ。

○岡田構成員 岡田でございます。

これまでの議論、本当に御苦労さまでした。ほかの皆様からも御発言があったところと重複するのですけれども、これまでの議論を踏まえて、現実的な解決策としてのアプローチの第一歩として、まず国等の保有するデータにフォーカスしてデータ利活用の認定制度を構築していくというのは非常に重要で、着実な前進だというふうに考えておりますし、まさにこれを呼び水に、今回の制度の枠内・枠外を問わず、広く民間データも含めたデータ利活用が広がっていくということを強く期待したいと思っております。

私からは、これまでいろいろ議論を伺っていて、データ利活用のニーズの掘り起こしに苦労されていたことが印象に残っております。その意味では、認定制度をつくってから、認定の申請を単に受け身で待っているということではなくて、やはり国だとか、さらに地方公共団体も結構いろいろなデータが眠っていると思うのですけれども、どういうデータが眠っていて、どういうふうに利活用する余地があるのかということについて、国を含む公的機関の側からも検討し、発信し、アクティブに民間と議論していくような姿勢は非常に重要になっていくし、そういうところのインタラクティブなディスカッションを通じて、より実際のユースケースがさらに活発に掘り起こされていく部分があると思いますので、AI関係のプロジェクトでもいいですし、その他のいろいろな技術に関するプロジェクトでも構いませんけれども、やはり様々な局面で、こういう制度を活用したいと思わせるようなきっかけを次々につくっていくことがすごく重要だと思います。また、そういうことを国や地方公共団体の皆様が行うに当たっての何らかの内部的なインセンティブも含めて、目指す方向に誘導していくというのは非常に大事ななと思っております。

いずれにしても非常に重要な第一歩だと思っておりますので、どんどん活用の場が広がっていくことを期待しております。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

○山澄審議官 行政側からの働きかけといったデータ活用推進施策が重要であるというのは岡田構成員がおっしゃるとおりでございます。この認定制度というものは、繰り返しに

なるのですけれども、行政側から見れば、これだけに頼るというわけではないのですが、ある種、今の課題、経済社会の実態がどこにあるのかという気づきをするための一つの触媒としてデータを集めていく基盤になると考えます。そういう側面も大事にしながら、法律が成立した暁には、その際には事業者の関係が、先ほど学術機関の話も出ましたけれども、そういうステークホルダーの方とそのような話合いも持っていただければと思っています。

○蓮井デジタル庁統括官 今の観点でよろしいでしょうか。デジタル庁統括官の蓮井でございますけれども、関連でちょっと御説明したいのは、民間での取組やユースケースをどうやっていくのかについてでして、今日いらっしゃいます岩村構成員とも一緒に、デジタルエコシステム官民協議会を立ち上げてございます。この中で官民連携して、いかにしてデータを利活用するのか、そのために必要な例えばトラストのフレームワークはどのようなものかや、ガバナンスの在り方なども含めて検討します。ユースケースの掘り起こし等の取組も併せて並行的に行っていく。入江構成員代理もいらっしゃっていますが、一緒にやっています。

そうしたことを通じて、様々な分野、分野横断的にユースケースの掘り起こしに取り組んでいきたいと思っております、そこで検討された中身、例えばトラストなどのフレームワークにつきましても、こちらの法律の執行に生かしていきたいと考えてございます。

そういった意味でも、この法律のスキームをちゃんと世の中にお示しすることが重要だと思っております、先ほど丹野構成員がおっしゃったこと、例えばマークにするのか何にするのか、示し方はあると思うのですけれども、これはちゃんとしたデータ連携のフレームワーク、プラットフォームですよということを世の中にお示しできるような形をどうするかということは工夫したいと思えます。

以上です。

○森田座長 よろしいですか。どうぞ。

○丹野構成員 アイデアを採用していただきありがとうございます。だからといって私がネーミングをできるわけではないのですけれども、そういうものを一つ出していただくことによって、皆さんの共通理解ができると思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

○森田座長 それでは、オンラインのほうで、まず巽構成員、それから稲谷構成員の順で御発言をお願いいたします。

○巽構成員 ありがとうございます。東京大学の巽でございます。

まず、様々な意見を取りまとめいただきまして、誠にありがとうございました。デジタル行政推進法の一部改正で対応するという話は、一昨年、ベースレジストリに関する根拠規定が同法に入りましたので、それとひもづけながら、国の持っているデータの利活用という話に広げていくという流れなのかなと思えました。それ自体は、スモールスタートの在り方としてはあり得るものだろうと思えました。

しかしながら、先ほど岡田構成員もおっしゃっていましたが、この仕組みを入れたことで、データ利活用に関するステークホルダーのインセンティブ構造が変わるのかというと、そこはちょっとよく分からないなという感触を持っております。会議の場で私は何回か行政データのオープンデータ化の話をしましたけれども、行政が保有しているデータをオープンにすることで、民間企業ですとか学術機関の活動がさらに活性化されるという話は、これまでもさんざんあったわけですが、それがうまくいっていなかった理由の一つは、そもそも行政がどういうデータをどういう構造で持っているかということが把握されていないというところにあったのだと思います。

今回、ベースレジストリの仕組みの整備と併せてこの仕組みが発展していけば、その点に多少解決の糸口ができるかもしれないとは思っておりますけれども、利活用したいデータというのは、ベースレジストリに載るようなデータだけではない、むしろそれ以外のデータがボリュームゾーンだと思いますので、そもそも行政がどういうデータを持っていて、それをどう構造化しているのかということを中心にきちんと明らかにしていくという、オープンデータの基本のところをこれからもきちんと推進していただくことが大事なのではないかと思った次第です。

それとの関係で申しますと、官民データ活用推進基本法が理念法として存在していて、デジタル行政推進法が分野横断的な作用法であるという位置づけが資料の中ではされているわけなのですが、デジタル行政推進法が官民データ利活用の作用法だという位置づけ自体が私はすごく気になります。同法はもともとは行政手続のオンライン化のために平成の頃にできた法律で、それが令和元年に内閣官房所管になって、デジタル行政推進法という形になったわけです。同法は、官民データ活用推進基本法と並んで存在している、行政のデジタル化のための基本法のような位置づけを持っていますので、その中にデータ利活用の作用法が入るという構造でいいのか、違和感を持ったところです。

それがさっきの話にはね返ると思うのですが、データ利活用という話の本筋でいくのであれば、官民データ活用推進基本法をそのものとして受ける法律をつくらないといけないのだと思います。法学者としては体系上の位置づけが気になるわけですが、それにとどまらず、市民から見ても、行政のデジタル化の法律の中にデータ利活用の規定が入っているというのは分かりにくいと思いますので、やはりデータ利活用に関する基本的な法律の整備を、今後も政策課題としては捨てずに追求していただきたいなと思う次第です。

そこからもう少し話を進めると、少し前の会議では、官民データ活用推進基本法の改正も視野に入っているというお話を聞いた記憶があります。そこは今回、手を着けないということなのかもしれないのですが、そもそも官民データ活用推進基本法の基本的な枠組みの下でデータ利活用が進まなかったのはなぜかというところをもう一回考えていただく必要があると思っています。官民データ活用推進基本法では、国のほうで基本計画をつくって、都道府県と市町村にもそれぞれ推進計画をつくっていただいて、それぞれの行

政主体の計画に従ってデータの利活用を推進していくという建前だったわけですが、それがうまく機能しなかったというのが、官デ法の問題として残っていると思います。要するに、官デ法の建前を直さずに、今回の作用法を措置するだけでは問題は解決しないのではないかと思いますので、そこも引き続きの御検討をお願いしたいと思う次第です。

最後、今回の法制に関して1個申し上げたいのは、冒頭に宍戸構成員がおっしゃっていましたが、今回つくられる予定の指針というのがデファクトスタンダードになるとすれば、それは非常に大きな意味合いを持つと思います。端的に申しますと、事業計画を認定する官庁の側で、この事業はいいけれども、この事業は駄目だという選別を強く利かせるような仕組みになってしまいますと、そもそものデータ利活用の本旨にもとって、行政の側で利活用の方針を決めてしまうことにもなりかねませんので、そういった意味でも指針の持つ位置づけは非常に重大であるということも一つコメントしておきたいと思えます。

長くなりましたけれども、以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

○山澄審議官 最初におっしゃった点ですね。この制度は独立というか単品ですごく効果を発揮するものではないというのは私も全く同感でございまして、オープンデータ政策や、近接はしている別の政策体系の中で、国がどういうデータを持っているのかというものが明らかになり、その上でさらにオープンデータ化するものはするのですけれども、まずどういうデータが国にあるかというものが明らかになるという政策があって、その上で、今回私どもが検討しております制度で、ではそれをオープンデータになっていないものは求めにいかうかというようなもので、ある種、絡み合って効果を発揮するような形で当然進めていきたいと思えます。デジタル庁には、まさにそれらも含めて司令塔機能というのが世の中から期待されているのだと思えます。それを踏まえて執行していくということだと思っております。

それと、後半におっしゃった点ですが、確かにデジタル行政推進法という通称名からして、おっしゃるとおりの印象なのですが、これは今回そのように整理したというよりも、現行のデジタル行政推進法における目的規定のところ、官デ法の具体的な法制上の措置だという位置づけがなされていることですか、あるいは正式名は先ほど申しましたが、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律でございまして、等となっているから確かに訳が分からないじゃないかということかもしれませんが、現行の法律の中でも、民間のデータのデジタル化というものについての概念も入っておったりするものですから、今回、我々の検討としましては、法形式的にはこのようにした次第でございまして。

もちろんいろいろ内容をこれから、さっきも複数の構成員からございましたけれども、様々な立法事実というものができるとして、新法でやるべきとか、形式についてもそれに影響を受ける部分もありますので、その辺は中身の議論、形式の議論、双方を見

ながら次のステップの話としてよく検討していくべきだと思っております。

○森田座長 異構成員、よろしいですか。

○異構成員 たしかに、デジタル行政推進法には、官デ法の施策の一環としてという文言がありますけれども、官デ法の施策の一環としてデジタル行政推進法が何をやるかという、デジタル行政の推進なわけです。今回のような形でデータ利活用の方面でこの法律を活用するという自体には、私は反対するわけではないのですが、その方向性で行くのであれば、法令の基本的な部分から措置していただくことが必要ではないかと思えます。

以上です。

○森田座長 よろしいですね。ありがとうございます。

それでは、稲谷構成員、手が挙がっておりますので、どうぞ。

○稲谷構成員 京都大学の稲谷でございます。

ちょっとこちらの会議体、いろいろとこの間差し支えがありまして、久しぶりの参加となつてしまひまして、大変恐縮ではあるのですが、また、その間どういった議論がなされているのか完全にキャッチアップできていないところもあるのですが、今日皆様のやり取りを伺いながら、事務局の方がいろいろ御配慮されて、取りあえず第一歩ということでこういった形で落ち着けられて、話を進めていかれることになったということはよく分かりました。一旦決まった以上は、どなたかもおっしゃられておりましたけれども、ぜひこれをプラクティカルに前に進められる方法を考えられればよいなと思えます。

その上で、そういった観点から見たときに、私も宍戸構成員、それから異構成員と同じところなのですが、やはりデファクトスタンダードとして機能するこちらの指針のところを、どのぐらい上手につくれるのかが一つとても重要なポイントになってくるのかなという印象を受けました。その上で、恐らくそういったことも既に考えておられると思うのですが、この指針では、要するに実質的に相互に信頼できるデータ利活用の在り方をガバナンスやセキュリティーの問題も踏まえて示してくのだと理解いたしました。ただそのときに、やはり法などの制度やガバナンスなどの運用もそうなのですが、技術的な側面も一体的に捉えていくというのがとても大事になるのだと思えます。

ユースケースの話もございましたが、それぞれのユースケースごとにどういった主体がどういう文脈で、どんなデータを用いるのかということに即して、適切なリスクベース分析を、これはやはりマルチステークホルダーで行って行って、様々な層のアーキテクチャーについて、これはソフトウェアからチップまで広がりがあるわけですが、これを意識した適切な技術的な構成の在り方を検討していただくというのがとてもいいのかなと思っております。

と申しますのも、これは費用対効果の問題もあるので、全てのケースにおいて完全な構成をしなければならないということでは全然ないのですが、ただ、そういったアーキテクチャーの部分で、ある程度構成が決まってきた、信用できるアーキテクチャーはこ

ういう組み合わせだということが示せるということになってきますと、それは様々な費用を削減すると思います。アーキテクチャーががっちりしてしまえば、リスクは当然システムチックに下がってくることになりますので、問題事象が起きにくくなるという意味で執行費用が下がることが期待できますし、それから、スケーラビリティのお話もありましたけれども、こういうアーキテクチャーを備えていけばいいんだなということがある程度明確になってくれば、当然にそれを念頭に置いてみんなで使っていくというふうに広がっていく可能性がありますので、スケールによる費用削減にもつながるのかなと思います。

そういう意味で、どういうアーキテクチャーを用いるのかでありますとか、また、それと補完関係に立つようなガバナンス体制の有効性についていろいろなことが考えられて、総合的に認定がなされるという指針ができていきますと、データ流通の重要なトラストということになってきますので、そういった観点から進めていかれると、まさに望ましいデファクトスタンダードとして始まり、その上でどういったところがさらに立法事実としてあって、より、どこを立法として突っ込んでいくのかということが見えてくるということになるのかなと理解をいたしました。

最後ですけれども、技術の発展に即して、この点も既に前提とされていると思いますが、適時そういった構成につきましても見直しながら運用されると、適時により技術的な構成がどんどん広がっていく、そういったことが起きるのかなと思ったところです。

すみません。ただのコメントになってしまっていて恐縮ですけれども、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○森田座長 ありがとうございます。これはコメントとして伺っておきます。

それでは、もう一度御発言の御希望のある方がいらっしゃいましたら、ぜひお願いしたいと思います。私自身としましては、宍戸構成員、巽構成員、落合構成員もおっしゃいましたけれども、やはりこれは1つの第一歩ということだと思いますので、さらにデータ利活用のための次なるステップというものも考えていく必要があるかと思えますし、そのためにはやはりどんどん使いたいという声が出てこない、そういうふうにはいかないのかなと思っておりますので、そういう形で活用されるように期待しておりますし、皆さんも御協力をお願いしたいと思います。

それでは、いかがでしょうか。もうよろしいですか。ちょっと時間が早いのですけれども、ちょうど18時ということで、よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、皆さん、本当に活発な御議論をこれまでもありがとうございました。

それでは、事務局は本日御説明いただいた内容に加えまして、構成員の皆様から頂戴しましたコメント、質問に対する回答もそうですけれども、それを十分留意していただきつつ、法制化の作業をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、事務局。

○山澄審議官 本日も御多忙の中、御議論をありがとうございました。

今、座長からいただきました指示に沿いまして、本日の御意見も踏まえつつ、次なる国

会に関する法案を提出できますよう、法制化作業を進めてまいりたいと思っております。重ねてありがとうございました。

○森田座長　ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の「データ利活用制度・システム検討会」を終了いたします。

また、令和7年10月に再開いたしましたこの検討会でございますけれども、今回を一区切りとしたいと思っておりますので、これからは会議ではなくて、外から法制化を応援していただきたいというふうに思っております。本日までの精力的な御議論をどうもありがとうございました。

それでは、これで終了とさせていただきます。